

仕 様 書

1 借受物品名

札幌市農業委員会担当課公用車借受

2 数量

1台

3 借受期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日

ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することがある。

4 車両基本仕様

- (1) 形 状 ステーションワゴン
- (2) 総排気量 1,400cc 以上 2,300cc 未満
- (3) 燃 料 レギュラーガソリン（ハイブリッド）（軽油（クリーンディーゼル））
- (4) 年 式 令和6年度以降（新規登録）
- (5) 駆動方式 4輪駆動
- (6) 最低地上高 150 mm以上
- (7) 乗車定員 6人以上
- (8) ミッション形式 A T又はC V T
- (9) 車 体 色 シルバー系又はホワイト系
- (10) ドア形状 5ドア以上、リアドアが電動スライドドアの場合は運転席から開閉操作ができること
- (11) 環境対応 「平成30年度排出ガス基準50%低減レベル以上」かつ「令和2年度燃費基準20%超過レベル」を達成していること。
- (12) そ の 他 寒冷地仕様であること。

5 借受想定車両

ホンダ フリード ハイブリッド

※ あくまでも規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない。

6 付属品・装備

付属品及び装備品については、社外品を用いることを妨げないが、いずれも使用可能な状態で納品すること。

- (1) 夏用タイヤ4本
 - ・新品であること
 - ・日本製であること

- ・アルミホイール組み込み済みであること
- (2) スタッドレスタイヤ4本
 - ・新品であること
 - ・ブリジストン、ヨコハマ、日本ダンロップ社製のいずれかであること
 - ・アルミホイール組み込み済みであること
- (3) エアコン
- (4) ドアバイザー 一式
- (5) スペアタイヤ（ホイール付き）又はパンク修理キット
- (6) フロアマット 一式
- (7) 夏・冬ワイパーブレード 一式
- (8) スノーブラシ
- (9) スノーヘルパー
- (10) 標準工具 一式
- (11) 内蔵型カーナビゲーションシステム（テレビなし）
- (12) バックカメラ
- (13) AM・FMラジオ
- (14) ドライブレコーダー
 - ・200万画素以上であること
 - ・前後2カメラタイプとし、全方位の状況を撮影できるものであること
 - ・画像データについては、外部記憶媒体（SDカード等）を使用するものであること
 - ・データの保管は、古い画像データから消去し自動的に上書きするものであること。ただし、急ブレーキや何らかの衝撃を受けた際に、常時録画とは別の上書きされない領域に自動的に保存されるなど、緊急時のデータを残す機能があること
 - ・使用できる状態で設置して納車すること。設置の際は、配線の見える場所を最低限にすること
- (15) その他、上記に記載のないものについても、機能上当然に必要なものは装備すること。

7 年間予定走行距離

10,000km程度

ただし、これを超過した場合でもリース料の精算は一切行わない。

8 引渡場所及び保管場所

経済観光局農政部農業委員会担当課公用車保管施設

（東区北6条東2丁目15番1の内 ※JR高架下）

※ 契約期間中に場所を変更する場合がある。

9 保険

- (1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は、受注者の負担とする。
- (2) 任意保険については、受注者の負担とし、次の内容とする。

- ・ 年齢制限 なし
 - ・ 対人保険 無制限
 - ・ 対物保険 無制限（免責額なし）
 - ・ 搭乗者保険又は人身傷害保険 3,000万円以上
 - ・ 車両保険（自損事故、車両盗難等含む） 時価（免責額なし）
- (3) 任意保険証書の写しを車検証に添付すること。

10 リース料に含む項目

- (1) 登録納車諸費用 一式
- (2) 自動車取得税など自動車関係諸税 一式
- (3) 自動車賠償責任保険料及び任意保険料 一式
- (4) 車検、法定定期点検整備費用 一式
- (5) 事故処理費用 一式
- (6) 事故処理に伴う車両修繕費用 一式
- (7) オイル、油脂類、バッテリー等交換及び補充等費用 一式
- (8) 付属品・装備品等準備費用（配線工事等含む） 一式
- (9) タイヤ交換（脱着含む）費用 一式
- (10) 代替車両提供費用 一式

11 その他

- (1) 納車時には納品書を添付すること。
- (2) リース期間中に、租税公課及びリース料率に変更が生じた場合でもリース料の変更は行わない。
- (3) 納入日程については、発注者と受注者で事前に十分な打ち合わせを行うこと。また、納入遅延時は、発注者及び受注者双方の協議の上、受注者の負担により上記4の仕様を満たす車両と同等の代替車両を用意すること。
- (4) 車検及び定期点検（オイル交換等含む）の実施日程は、発注者及び受注者双方の協議の上、決定し、受注者の責任において確実に実施すること。
- (5) 事故処理及びこれに伴う車両の修繕は、発注者の指示に従い、受注者の責任において行うこと。
- (6) 車検、定期点検及び修理期間中は、受注者の負担において借受車両と同等の代替車両を用意すること。
- (7) 夏タイヤ及び冬タイヤは3年で新品に交換すること。ただし、当該期間に満たない場合でも、安全走行に支障をきたす磨耗又は劣化が認められる場合には、新品に交換すること。
- (8) タイヤの交換作業は、発注者の指示に従い受注者の責任において行うこと。なお、交換後の使用していないタイヤは、受注者が責任を持って保管すること。
- (9) 車両の維持管理に要する経費のうち、燃料（納車時を除く）及びパンク修理費用は、発注者の負担とし、その他一切の費用は受注者の負担とする。
- (10) 車両引渡時の燃料は、発注者及び受注者双方、容器内100パーセントとすること。

- (11) リース期間満了後におけるリース物品の買取又は再リースについて協議できること。
- (12) その他、仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者の協議の上、決定する。

12 連絡先

札幌市経済観光局農政部農業委員会担当課 担当：熊谷

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階

電話 011-211-3636

メール nogyo@city.sapporo.jp